

中情審答申第 1 号

令和8年2月19日

中央広域環境施設組合

管理者 町田 寿人 様

中央広域環境施設組合情報公開審査会

会長 出口 芳博

中央広域環境施設組合情報公開条例第20条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

令和7年9月12日付け中環総第231号により中央広域環境施設組合管理者より諮問のありました公文書部分公開決定に関する審査請求の件について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった部分公開決定（以下「本件処分」という。）は事実上の非開示決定と等しく、「第6 審査会の判断」の趣旨に沿った一部開示決定を改めて行うべきである。

## 第2 審査請求に至る経緯

審査請求人は、令和6年8月28日に処分庁である中央広域環境施設組合（以下「実施機関」という。）に対して、公文書公開請求書を提出し、文書の公開を求めた。

これに対し、実施機関が令和6年10月24日に公文書部分公開決定をしたところ、令和7年1月10日に審査請求人が審査請求を行ったことから、審査庁は、令和7年9月12日に当審査会に対して諮問を行ったものである。

### 第3 審査請求の趣旨

令和6年10月24日付け中環業第100号に関して、部分公開決定を取り消し、公開決定を求める。

### 第4 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び再反論書において主張した内容並びに当審査会における意見陳述の要旨は、概ね次のとおりである。

見積書等一式を全面黒塗りとした対応は、中央広域環境施設組合情報公開条例（以下「条例」という。）第9条に違背し、違法又は不当であるとする。その根拠は要約すると次のとおりである。

#### ① 実質的には非開示決定である

部分開示とはなっているが58頁中56頁が完全に黒塗りされており、タイトルさえ読み取ることができない。これでは見積書や交渉記録が公文書として実際に作成されて存在するのかどうかさえ明確ではない。

#### ② 条例第9条1項に反する

「非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない」と定めている。

#### ③ 最高裁判所平成13年11月27日判決の趣旨に反する

### 第5 実施機関の説明要旨

実施機関が当審査会へ提出した弁明書等において述べられている内容は、概ね次のとおりである。

#### ① 条例第8条2項（3）ア及びイに該当する

条例第8条2項（3）ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

条例第8条2項（3）イ「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公に

しないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に該当する。

② 第三者の意見照会に対する回答を尊重した

条例第15条に基づき、第三者に対して公文書の公開に関する意見照会書を通じたところ、条例第8条2項(3)ア及びイに該当するので、公開に反対するとの回答があった。

また、当該回答書には、「一般廃棄物処理施設の建設・運営には高度な知見とノウハウが求められることから、情報を開示することにより、競争上の地位及び法的に保護された利益が害されることは明らかである」との主張があった。

③ 第三者から提出のあった見積書は採用されていない

実施機関は、当該第三者からの見積書・提案内容は実際には採用されていない。このため、情報を公開することで競争上の地位及び法的に保護された利益が害されると判断し、条例第8条2項(3)ア及びイに該当するので、非公開とした。

## 第6 審査会の判断

### 1 はじめに

以上の当事者の主張を前提に、当審査会は次のとおり判断した。

### 2 前提となる事実について

#### (1) 経緯について

実施機関は、令和6年1月30日に同機関を利用した中継施設を整備することを検討するため、「中央広域環境センターを利用し中継施設を整備した場合の提案及び見積についての依頼書」を発出し、2社から見積書の提出があった。

#### (2) 採用関係について

当該2社の見積書のうち、1社(以下「A社」という。)の見積書が採用され、もう1社(以下「B社」という。)の見積書は不採用となった。

### (3) 審査請求について

審査請求人は、実施機関に対して、A社及びB社の提出した「見積書及び内訳書の単価、金額、数量等」について公文書公開請求書を提出し、文書の公開を求めた。

これに対し、実施機関は、公文書部分公開決定をしたところ、審査請求人が審査請求を行った。なお、本件は、B社の提出した文書の部分公開決定に対する審査請求である。

## 3 条例第8条2項(3)ア及びイの該当性について

### (1) 条例の目的

本条例は、第1条において、「住民の情報の公開を求める権利を明らかにすることにより（中略）公正な行政運営の確保と住民参加による組合行政の一層の推進を図り」と定め、公正な行政運営の確保という点を強調している。

また、条例第3条においては、「この条例の解釈及び運用に当たっては、情報の公開を求める権利を十分に尊重するものとする」と規定するとともに、「実施機関は、個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されないことがないよう最大限の配慮をしなければならない」と規定している。

さらには、条例第8条において、公文書の非公開情報において「個人に関する情報」（同条2項(2)）と「法人その他の団体」（同条2項(3)）と分けて、それぞれ別の要件を定めている。

このように、条例第8条2項の「非公開情報」、同項(3)ア及びイの該当性を判断するにあたっては、条例第3条が個人に関する情報についてのみ通常他人に知られたくない情報がみだりに公開されないように配慮すべきことを規定し、条例第8条において、個人と法人その他の団体とを分けて非公開要件を規定していることを踏まえて検討しなければならない。

この点において、審査請求人が主張する最高裁判所平成13年11月27日判決の判断過程は、立法趣旨から具体的な非公開事由を検討したものといえ、参考にすべきものといえる。

## (2) 条例第8条2項(3)アの該当性について

### ア 判断基準について

(1)で述べた条例の目的より、条例第8条2項(3)ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、単に当該情報が「通常他人に知られたくない」というだけでは足りず、当該情報が開示されることによって当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が害されることを要すると解すべきであり、また、そのことが客観的に明らかでなければならないものと解される。

### イ 見積書の総額の非開示について

実施機関が行った部分公開決定は、審査請求人が主張するとおり、58頁中56頁が完全に黒塗りされており、タイトルさえ読み取ることができないものである。また、実施機関の当該黒塗りにした根拠は結局のところ、B社の公開に反対しているという意見を尊重しただけであり、具体的に「当該情報が開示されることによって当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が害される」のかどうかについて検討したとは考えられない。

そもそも、B社の見積書が採用されなかったとはいえ、採用されたA社の見積書と比較しなければ、A社の採用が適切であったのかどうかも判断できない。また、総額を開示したとしても、競争上の地位その他正当な利益が害されるとは考えられないし、そのことが客観的に明らかになっていない。

このようなことから、総額を非開示にしたということは妥当でないといわねばならない。

なお、総額が記載された文書におけるタイトルや件名、見積有効期間、工事場所等の記載はB社の競争上の地位等が害されることがないのは明らかであるので、当然に公開すべきものといえる。

### ウ 総額内訳書及び御見積明細について

総額内訳書及び御見積明細が開示されることによって、B社の競争上の地位その他正当な利益が害されるのかについては、B社が公開に反対している

という理由だけでは足りず、競争上の地位その他正当な利益が害されることが客観的に明らかでなければならないことはいうまでもない。

しかしながら、実施機関は、具体的に競争上の地位その他正当な利益が害されるのか、総額内訳書及び御見積明細の性質や中身を詳細に検討した上で、黒塗りにしたとはいえない。

この点、総額内訳書の名称・金額については、業務の内訳とその総額にとどまり、これを公開したとしても、当該法人等に与える影響が大きいとはいえない。また、総額内訳書の名称及び金額は、見積書の総額を根拠付ける重要な要素となるものである。

以上のような点を踏まえて、総額内訳書については公開すべきであり、御見積明細の公開については、B社の競争上の地位その他正当な利益が害されるのか、御見積明細の性質や中身を詳細に検討した上で、再度公開すべき箇所について検討するように求めるものである。

#### エ その他書類

上記イ及びウ以外の書類については、当該情報が開示されることによって、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が害されるのかどうか、また、そのことが客観的に明らかになっているのかどうか再度詳細に検討するように求めるものである。

### (3) 条例第8条2項(3)イの該当性について

#### ア 判断基準について

条例第8条2項(3)イの解釈においても、同項(3)アと同じように、(1)で述べた条例の目的から解釈されなければならない。

そこで、「公にしないとの条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるのかどうか」とは、公正な行政運営のために公にすることが本来的に予定されているものなのかどうか等、その情報の性質や当時の状況等を踏まえて判断することになる。

#### イ 本件について

本件見積書は、実施機関が同機関を利用した中継施設を整備することを検討するために依頼したものであり、どのような中継施設を整備するのか、ど

のくらいの費用がかかるのか、その予算はどの程度かかるのかを判断するための資料となるものである。また、実施機関も1社からの見積書だけでは、その内容が不十分なことから複数から見積書を徴収したものである。

このようなことから、事業の正当性や予算の正当性を吟味するにあたって、その検討過程を住民が検証するためには、これらの見積書は本来的に公にすべきものであるといえるので、公正な行政運営の確保という点からは不可欠なものといえる。また、法人等も当該情報が検討材料になることを踏まえて提出したものといえる。

このような経緯や情報の性質からすれば、法人等における通例として公にしないものとされているとはいえないものといえる。

以上より、本件については、条例第8条2項(3)イに該当しないものといえる。

## 第7 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過等は、次のとおりである。

年 月 日	処理経過内容
令和7年 9月12日	諮問書の受理
9月19日	実施機関提出資料の受理
9月30日	審査請求人口頭意見陳述等確認書の受理
10月 1日	審議
11月19日	審査請求人による口頭意見陳述
	審議
12月23日	審議
令和8年 2月 2日	審議
2月19日	答申